

事前協議、届出の流れ

届出を要する行為に着手する日の30日前（届出行為が許可、認定等を必要とするときは、許可、認定等の申請を行う日の30日前）までに届出が必要です。

また、一定規模以上の建築物の建築等の行為や、「景観形成誘導地区」内での届出対象行為については、届出の30日以上前かつ設計が容易に変更できる時期までに、事前協議申請が必要です。事前協議を行う行為のうち、必要に応じて専門家（景観アドバイザー）を交えた協議を行います。

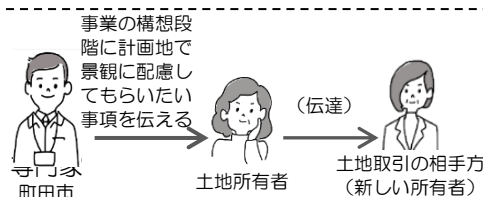
その他の届出対象行為についても届出の前までに事前相談が必要です。

<土地取引段階での手続き>

景観配慮事項の周知

「町田市住みよい街づくり条例」に規定している**土地取引が生じる場合は**、市から土地所有者へ景観に配慮してもらいたい事項を伝えます。

【対象】5,000㎡以上の土地の取引



<届出に係る手続き>

現地調査

地域特性や周囲の景観資源を確認してください。

- ・1ha以上の開発行為等
- ・延べ面積3,000㎡以上の建築行為
- ・50戸を超える集合住宅に係る建築行為
- ・景観形成誘導地区内の届出対象行為
- ・その他市長が必要と認めた大規模な土地に係る開発等

「町田市住みよい街づくり条例」の早期周知の対象となる行為

左記以外の届出対象行為

届出の30日以上前かつ設計が容易に変更できる時期まで

届出の30日以上前かつ設計が容易に変更できる時期まで

事前協議申請

事前協議申請書等を基に町田市と協議をします。

景観アドバイザー協議（必要に応じて実施）

大規模なものや、拠点駅の周辺や大通りに面する事業など、多くの人の目に触れ景観上の影響が大きいものは、建築・色彩・ランドスケープ等の**専門家を交えた協議**を実施します。



説明会の実施

「町田市住みよい街づくり条例」に規定している説明会を事業者が開催します。

（「町田市住みよい街づくり条例」の早期周知の対象となる場合のみ）

着手の30日前

届出

景観法に基づく届出（通知）書を提出してください。

30日以上（必要に応じて行為制限の期間延長の通知）

注：基準不適合の場合は、指導、勧告、変更命令の手續が行われることがあります。

行為着手（届出行為が許可、認定等を必要とするときは、許可、認定等の申請）

完了届

写真を提出してください（現場検査）。